

東亜国際外語学院学則

平成 2 2 年	8 月	1 日改定施行
平成 2 2 年	1 2 月	1 日改定施行
平成 2 4 年	1 0 月	1 日改定施行
平成 2 5 年	5 月	1 日改定施行
平成 2 5 年	1 1 月	1 日改定施行
平成 2 6 年	9 月	1 日改定施行
平成 2 7 年	1 0 月	1 日改定施行
平成 2 9 年	2 月	1 日改定施行
平成 3 0 年	1 月	1 日改定施行
令和	元年	7 月
令和	3 年	4 月
令和	5 年	2 月
令和	7 年	4 月
令和	8 年	4 月
令和	9 年	1 0 月

東亜国際外語学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、日本語教育を通じて、確かな日本語能力と異文化理解力、主体的に学び行動する力を養い、一人ひとりが自らの進路を実現するとともに、日本社会及び国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、東亜国際外語学院という。

(位置)

第3条 本学は、本校舎を埼玉県坂戸市芦山町2番地5号に、分校舎を坂戸市薬師町10番地6号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
進学2年コース	2年	460名	24クラス	4月入学
進学1年9か月コース	1年9か月	40名	2クラス	7月入学
進学1年6か月コース	1年6か月	40名	2クラス	10月入学
計		540名	28クラス	

(始期・終期)

第5条 本学のコースは、4月、7月又は10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から9月30日まで

(2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休校日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

2 前項の休校日以外に、以下のとおりに長期休暇期間を設定する。

GW 休暇：4月下旬～5月上旬

夏季休暇：7月下旬～8月中旬

冬季休暇：12月中旬～1月中旬

春季休暇：3月中旬～4月上旬

3 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると学院長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休校日に授業を行うことができる。

4 非常災害その他急迫の事情があるものと学院長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、次のとおり定める。

	始業時間	終業時間
第1部	9:00	12:15
第2部	13:15	16:30

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価と修了要件及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は45分とする。

(学習の評価と修了要件)

第9条 各学期末に、聞くこと、読むこと、やり取り、発表、書くことについて、筆記試やパフォーマンス試験を実施し、それぞれA・B・C・Dの4段階で評価する。教育課程修了時には、2年後期の各言語活動の評価により、目標とする日本語熟達度への到達状況を判定する。2年後期の各言語活動においてC評価以上を取得し、かつ教育課程全体の通算出席率が80%以上であることを修了要件とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 学院長
- (2) 主任教員
- (3) 副主任教員
- (4) 教員 25名以上（うち専任9名以上）
- (5) 事務職員（事務長含む） 4名以上（うち専任2名以上）
- (6) 生活指導担当者 2名以上（うち専任1名以上）

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 学院長は、校務をつかさどり、教職員を監督するものとする。

第4章 入学、休学、退学、転学、除籍、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件を満たしている者とする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続きで日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける経費支弁者を有する者
- (4) 学院長が入学資格相当と認める者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年4回とし、その時期は、4月、7月、10月とする。ただし、短期留学生及び聴講生については随時とする。

(入学手続き)

第13条

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記入し、第20条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金等及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、学院長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、学院長にその旨を届け出て、その承認を得て復学することができる。

(転学・退学)

第15条 転学又は退学しようとする者は、その事由を記し、学院長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第16条 学院長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。

- (1) 疾病その他やむを得ない事由等正当な理由がなく、休学の時期が6か月を過ぎ、なお復学しない者
- (2) 正当な理由なく、3か月以上授業料その他の学納金の納入を怠り、督促してもなお納入の見込みがない者
- (2) 30日以上にわたり通信が途絶え、かつ行方不明な者

(修了・卒業認定)

第17条 学院長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習の評価を

行うものとする。

- 2 学院長は、本学の所定の課程を修了した者に対して卒業証書（修了証書を含む）を授与する。

（褒賞）

- 第18条 学院長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）

- 第19条 生徒が、本学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、学院長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学または退学とする。

- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うものとする。

- （1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- （2）学力劣等学業成果が全く期待できないと認められる者
- （3）正当な理由がなく、欠席を継続し、改善の見込みがないものと認められる者
- （4）本学の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する者

第5章 生徒納付金

（生徒納付金）

- 第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

	選考料	22,000 円
	入学金	55,000 円
	授業料	627,000 円（年額）
諸 経 費	施設・設備費	55,000 円（年額）
	教材費	44,000 円（年額）
	イベント費	33,000 円（年額）
	健康診断・保険	33,000 円（年額）

（納入）

- 第21条 生徒は在籍中に、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 その他学院長が特別の事由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、納付金の全部又は一部を減免することができる。

（滞納）

- 第22条 生徒に正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのないものと認められる場合には、学院長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の払い戻し)

第23条 既に納入した生徒納付金は、原則として払い戻しをしない。

但し、在留資格認定証明書交付後、在外公館において入国査証（ビザ）の発給が拒否された場合は、既に支払った費用のうち、選考料・入学金・諸経費、寮費においては入寮費・設備費（なお、本学への通知日が入学月を過ぎている場合には、経過した月分の寮費も差し引く。）及び海外送金手数料を引いた残額を払い戻しするものとする。これら払い戻しは、請求者が払い戻し事由に該当することを立証した場合に限る。

また、進学コース在籍者であり、修了予定時期よりも早く進学（進学先が専修学校専門課程、大学学部、大学院修士課程及び博士課程に該当するものであり、専門学校準備教育課程、専門学校日本語本科、大学別科、大学院研究生は対象外とする。）した者については進学先への入学日を基準として残期間を査定の上、残期間にあたる授業料を月単位で払い戻しをする。ただし、払い戻しにかかる振込手数料は進学者本人の負担とする。

第6章

(寄宿舎)

第24条 寄宿舎に関する事項は、下記のとおり定める。

本学へ入学した生徒は、下記利用料をもって寄宿舎に入居することができる。

	1人部屋	2人部屋
入寮費	27,500円	27,500円
設備使用費	121,000円	88,000円
寮費	50,000円	30,000円
入学時納付額 (6か月分寮費を含む)	448,500円	295,500円

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回実施する。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、学院長が別に定める。

付則

この学則は、平成21年 4月1日から施行する。

この学則は、平成22年 8月1日から改定施行する。

この学則は、平成22年12月1日から改定施行する。

この学則は、平成24年10月1日から改定施行する。

この学則は、平成25年 5月1日から改定施行する。

この学則は、平成25年11月1日から改定施行する。

この学則は、平成26年 9月1日から改定施行する。

この学則は、平成27年10月1日から改定施行する。

この学則は、平成29年 2月1日から改定施行する。

この学則は、平成30年 1月1日から改定施行する。

この学則は、令和 元年 7月1日から改定施行する。

この学則は、令和 3年 4月1日から改定施行する。

この学則は、令和 5年 2月1日から改定施行する。

この学則は、令和 7年 4月1日から改定施行する。

この学則は、令和 8年 4月1日から改定施行する。

この学則は、令和 9年10月1日から改定施行する。

(別表 1)

教育課程及び授業日時数

・進学 2 年コース

授業科目	主な指導内容	1 年次 (10 か月) 時数	1～2 年次 (14 か月) 時数	総時数 (24 か月)	総日数
やりとり	場面会話の練習と会話に必要な言語知識を学ぶ	297	0	297	74. 25
発表	グループワーク活動や調べ学習などをして個人・グループで発表	118	0	118	29. 5
書くこと	短作文から 400 字ぐらいまでの作文を書く	24	0	24	6
聞くこと	主教材ワークの聴解練習からはじめ聴解教材でまとまった文を聞く練習	20. 5	93	113. 5	28. 38
読むこと	主教材の読解練習からはじめ読解教材でまとまった文を読む練習	25	98	123	30. 75
文字・漢字	初級から中級まで 1000 字の漢字の書き方読み方を学ぶ	82. 5	126. 75	209. 25	52. 31
中級日本語	「やりとり」「発表」「書くこと」を統合し言語知識と結び付けて体系的に学ぶ	0	347	347	86. 75
JLPT 対策	N3～N1 まで個人のレベルに合わせた選択授業形式で学ぶ	0	145. 25	145. 25	36. 31
学びと進路	自律的な学習と進路設計ができるように段階を踏んで指導	20	13	33	8. 25
学校行事	入学式、課外活動等	33	77	110	27. 5
合計		620	900	1520	380

・進学1年9か月コース

授業科目	主な指導内容	1年次(7か月) 時数	1～2年次(14か月) 時数	総時数(21か月)	総日数
やりとり	場面会話の練習と会話に必要な言語知識を学ぶ	172.25	0	172.25	43.06
発表	グループワーク活動や調べ学習などをして個人・グループで発表	102	0	102	25.55
書くこと	短作文から400字ぐらいまでの作文を書く	19.5	0	19.5	4.88
聞くこと	主教材ワークの聴解練習からはじめ聴解教材でまとまった文を聞く練習	12	93	105	26.25
読むこと	主教材の読解練習からはじめ読解教材でまとまった文を読む練習	20.5	98	118.5	29.63
文字・漢字	初級から中級まで1000字の漢字の書き方読み方を学ぶ	60.75	126.75	187.5	46.88
中級日本語	「やりとり」「発表」「書くこと」を統合し言語知識と結び付けて体系的に学ぶ	0	347	347	86.75
JLPT 対策	N3～N1 まで個人のレベルに合わせた選択授業形式で学ぶ	0	145.25	145.25	36.31
学びと進路	自律的な学習と進路設計ができるように段階を踏んで指導	20	13	33	8.25
学校行事	入学式、課外活動等	25	77	102	25.5
合計		432	900	1332	333

・進学1年6か月コース

授業科目	主な指導内容	1年次(4か月)時数	1～2年次(14か月)時数	総時数(18か月)	総日数
やりとり	場面会話の練習と会話に必要な言語知識を学ぶ	100.5	0	100.5	25.13
発表	グループワーク活動や調べ学習などをして個人・グループで発表	58	0	58	14.5
書くこと	短作文から400字ぐらいまでの作文を書く	15.5	0	15.5	3.88
聞くこと	主教材ワークの聴解練習からはじめ聴解教材でまとまった文を聞く練習	7.75	93	100.75	25.19
読むこと	主教材の読解練習からはじめ読解教材でまとまった文を読む練習	11.5	98	109.5	27.38
文字・漢字	初級から中級まで1000字の漢字の書き方読み方を学ぶ	33.75	126.75	160.5	40.13
中級日本語	「やりとり」「発表」「書くこと」を統合し言語知識と結び付けて体系的に学ぶ	0	347	347	86.75
JLPT対策	N3～N1まで個人のレベルに合わせた選択授業形式で学ぶ	0	145.25	145.25	36.31
学びと進路	自律的な学習と進路設計ができるように段階を踏んで指導	5	13	18	4.5
学校行事	入学式、課外活動等	8	77	85	21.25
合計		240	900	1140	285